

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	霧島スイミングクラブ	種別	放課後等デイサービス
代表者	南園 哲美	管理者	南園 哲美
所在地	霧島市隼人町 姫城 1815 番地	電話番号	0995-73-7768

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症等の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、放課後デイ・マリオとする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

管理者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 体制整備 責任者：理事長・管理者 南園哲美 代行者：児童発達支援管理責任者 南園和代 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 原則、責任者が行う。感染状況との事由により意思決定が困難な場合は代行者が行う。 <input type="checkbox"/> 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 霧島スイミングクラブ内、当事者関係事業所、霧島市障害福祉課、始良保健所 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 児童発達支援管理責任者が取りまとめて、管理者へ報告後、関係各機関へ報告する。 <input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新 追加・変更があれば適宜更新を行う。	様式 2

<p>(3) 感染防止に向けた 取組の実施</p>	<p>必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 テレビ等、政府、自治体ホームページを中心に情報収集を行う。 ※ SNS等についてはフェイクニュースのリスクを鑑みて基本的に行わない。 <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 感染症等蔓延防止マニュアルに沿って対応。 <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理 検温、咳等の他覚所見の有無を中心に行う。 <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理 原則、訪問行為や事業所への来所をご遠慮いただくよう対応する。 	<p>様式 3 様式 8</p>
<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄 手指消毒用アルコールを常備し、在庫管理を行う。 <input type="checkbox"/> 委託業者の確保 令和 6 年 4 月 1 日現在、委託の必要性を確認でき予定していない。 状況に応じて必要性が確認できれば、随時行っていく。 	<p>様式 6</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の確保 原則、勤務表に沿って対応する。感染状況に応じて勤務変更等の調整を柔軟に行う。 <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 児童発達支援管理責任者を相談窓口としておく。 	
<p>(6) 業務調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 国、県が示すガイドラインに沿って対応を行う。 <input type="checkbox"/> 業務内容の調整 職員数の減少等によって、事故等が起こらないよう支援内容、湯業務内容の調整を柔軟に行う。 	<p>様式 7</p>
<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> BCP の共有 研修を開催し職員間での BCP の共有を行う。 	

	<input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 BCP について年 1 回程度の研修を実施する。 <input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 有事に迅速な対応ができるように訓練を行う。	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<input type="checkbox"/> 課題の確認 研修、訓練後に BCP の内容について意見を集約し課題を明確にする。 <input type="checkbox"/> 定期的な見直し 前項で確認された課題を精査し、検証、見直しを行う。	

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

〇〇の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	南園 哲美	南園 和代
医療機関、受診・相談センターへの連絡	南園 和代	假屋 智広
利用者家族等への情報提供	南園 和代	假屋 智広
感染拡大防止対策に関する統括	南園 和代	假屋 智広

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 管理者へ報告 <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告 <input type="checkbox"/> 家族への連絡	様式 2

<p>(2) 感染疑い者への対応</p>	<p>【利用者】</p> <p><input type="checkbox"/> サービス休止 新型コロナ感染症の場合、原則、5日間の利用停止とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関受診 利用者・従業員に関わらず、発熱時には医療機関を受診すること。</p>	
<p>(3) 消毒・清掃等の実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認 室内、ロッカー、更衣室、トイレ、洗面場等の消毒を徹底する。</p>	

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	南園 哲美	南園 和代
関係者への情報共有	南園 和代	南園 賢信
再開基準検討	南園 和代	南園 賢信

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整	
<input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討 霧島市長寿・障害福祉課に確認を行う	
<input type="checkbox"/> 当事者児童及び従業員、関連事業所との調整	
<input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明	
<input type="checkbox"/> 再開基準の明確化 国、県をはじめとして行政機関のガイドラインに従う。	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	南園 哲美	南園 和代
関係者への情報共有	南園 和代	假屋 智広
感染拡大防止対策に関する統括	南園 和代	假屋 智広
勤務体制・労働状況	南園 和代	南園 有紗
情報発信	南園 和代	南園 有紗

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 感染者、濃厚接触者についての情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 国、県をはじめ行政機関のガイドラインに従う。 <input type="checkbox"/> 当事者利用児童と関連事業所との調整 必要に応じて、適切に行っていく。 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 国、県をはじめ行政機関のガイドラインに従う。	

<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 管理者、児童発達支援管理責任者が適宜行っていく。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 近隣ドラッグストアの在庫状況等、職員間で情報共有し調達に努める。</p>	<p>様式 6 様式 2</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 管理者の判断で状況に合わせて適切に行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 事案ごとに判断し、適切に行っていく。</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 事案ごとに判断し、適切に行っていく。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 事案ごとに判断し、適切に行っていく。</p>	<p>様式 2</p>
<p>(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 労務管理 適切な管理が行えるよう努力するとともに、指定権者や霧島市長寿・障害福祉課への相談を行い、適切に人員配置が行えるよう調整する。</p> <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応 就業規則に定める労働時間を超える勤務とならないよう最大限の調整を行う。やむを得ず超過する場合も、休憩時間を増やすなど、職員の心身の負担に配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション 職員の孤立化や、孤独感を強めないよう、声掛けや、必要に応じて面談を行い、ケアに努める。</p>	
<p>(6) 情報発信</p>	<p><input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 事案ごとに判断し、適切に対応を行う。</p>	

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年4月1日	新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画作成	假屋 智広

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html